第１号議案資料

京　都　府

第１号議案　特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料１－１　諮問文（写）

資料１－２　特定水産資源（ぶり）に関する令和８理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

8漁調委 第15号
8.5.28
京都海区漁業調整委員会

資料1－1

8 水 第 316 号
令和8年5月27日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊

特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、下記のとおり、ぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、同法第16条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
ぶり	京都府ぶり漁業	試行水準

担当	水産課漁政企画係　森川
ＴＥＬ	075-414-4996

資料１－２

７水管第 2940 号
令和８年２月 25 日

京都府知事　殿

農林水産大臣　鈴木　憲和

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第１項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第４項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.08%	100 トン未満
かたくちいわし瀬戸内海系群			
ぶり	試行水準	—	

第２号議案資料

京　都　府

第２号議案　特定水産資源（まさば及びごまさば、ずわいがに）の漁獲可能量について（諮問）

【理　由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料２－１　諮問文（写）

資料２－２　特定水産資源(まさば及びごまさば、ずわいがに)に関する令和８理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

7漁調委 第16号
8.5.29
京都海区漁業調整委員会

資料２－１

８水第３２５号
令和８年５月29日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊

特定水産資源（まさば及びごまさば、ずわいがに）の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により、下記のとおり、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域に関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、同法第16条第２項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば及びごまさば 対馬暖流系群	京都府まさば及び ごまさば漁業	現行水準
ずわいがに日本海系群 Ａ海域	京都府ずわいがに漁業	25トン

担当	水産課漁政企画係　森川
ＴＥＬ	075-414-4996

資料２－２

８水管第５４７号
令和８年５月20日

京都府知事　殿

農林水産大臣　鈴木　憲和

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第１項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第４項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和８管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば及びごまさば対馬暖流系群	現行水準	0.43%	839
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群Ａ海域	25	0.86%	－
ずわいがに日本海系群Ｂ海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋北部系群			
まだら本州日本海北部系群			
まだら北海道太平洋			
まだら北海道日本海			

第３号議案資料

京　都　府

第３号議案　小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について

【理　由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料３　　諮問文（写）

参考資料　京都府漁業調整規則（抄）

8漁調委 第14号
－8.5.27
京都海区漁業調整委員会

資料 3

8水事第267号
令和8年5月27日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇　隆俊

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について
（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条により読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

許可を申請すべき期間：令和8年7月1日から令和8年7月31日まで
制限措置：別紙のとおり
許可の有効期間：
【京都府内の漁船】5年間（令和8年9月1日から令和13年8月31日まで）
【京都府外の漁船】1年間（令和8年9月1日から令和9年8月31日まで）

担当	水産事務所　漁政課 漁業漁船係
TEL	0772-22-4438

別　紙

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条　件
手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）	２隻	１５トン未満	京都府沖合海面	９月１日～翌年５月３１日	京都府に住所を有する者	兵庫県美方郡余部埼突端と京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線以南及び兵庫県豊岡市猫崎突端から京丹後市経ヶ岬突端正北３海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。
	１１隻（許可期間１年、継続許可の規定なし）	１０トン未満	東経１３５度２０．０分の線以東の京都府沖合海面		「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第２の２に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	（１）　日没２時間後から日の出２時間前までは操業してはならない。ただし、１１月６日から翌年５月３１日までは除く。 （２）　船橋の最も見易い箇所に幅３０センチメートルの赤色帯を塗布し、その中央に白色をもって地区別番号を記入しなければならない。 （３）　京丹後市経ヶ岬突端正北３海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。
	５隻（許可期間１年、継続許可の規定なし）	１０トン以上１５トン未満				

参考資料

○　京都府漁業調整規則（抄）

令和２年 11 月 18 日
京都府規則第 54 号

（新規の許可又は起業の認可）
第 11 条　知事は、許可（第７条第１項及び第 14 条第１項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条第１項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

（１）～（５）　略

２　前項の申請すべき期間は、１月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、１月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
３　知事は、第１項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）
第 14 条　次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第９条第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
（１）　許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第４号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

（２）～（４）　略

◆　新たな府漁業調整規則に基づく知事許可の運用について、以下の対船許可は短期許可（１年）、かつ継続扱いとせず毎年の許可更新時に新規許可と同じく制限措置及び申請期間の公示を経て許可事務を行うこととする。
　○　かごなわ漁業（ばい貝かごなわ漁業）
　○　他県から府沖合に入漁する小型機船底びき網漁業（手繰第１種）
　○　他県から府沖合に入漁する小型いか釣り漁業